

法律における信義誠實の原則

常盤敏太

○

信義誠實といふ言葉は法律學に限られたものではない。設言からすれば、寧ろ、道德上の又は日常の用語ともいふことが出来よう。今日では、社會生活全般に互つてこの言葉が重要視せられてゐるのを見る。ただ、學界の展望とせられる程の信義誠實は法律學における外にはないといふことが出来よう。信義誠實は社會生活の核心をなしてゐるのであるから、あながち、信義誠實を法律が創設したのでもなければ、獨占してゐるのでもない。しかし、今日の社會生活上、道德ではどうにもならぬ信義誠實を、法律が自己の内容乃至本質として、われわれの社會生活につき、或は強行し或は指示し或は宣言しつゝあることは争はれない事實である。

わたくしは、ここに、この社會生活の核心としての信義誠實を、廣汎の範圍内において、そのおのづからの相につき、述べることを冀ひ願はぬのではないが、さしあたり、法律學の發達の楔機としての信義誠實を取り扱ふ以上には力の足らぬのを悲しむのである。

信義誠實の原則が法律において論ぜられ顧慮せられ始めてからも短年月ではない。學界におけるこの原則の展望もその淵源の淺からざるを思ふのである。されば展望といふ程のものとしての回顧もここに許されてほしいと思ふ。されば、ここに展望とは回顧に對する展望ではなくて信義誠實の原則自體内の回顧を含めた意味の廣義の展望を、日頃讀み來つた先哲同學の士の所見に向つてなさんとする謂である。

わたくしは信義誠實の原則の研究について既に十年以上の歲月を費してゐる。その深遠なる法理と、汗牛充棟の書に接して、常に、心の燃ゆるを禁ずることが出来ない。ただ、しかし、動く法律學、流れる時代、その内容をなす信義誠實の原則の發展に副ふには燃ゆる心又動き足らざるを憾む者である。況んや、牧野博士の『法律における進化的と普遍的』昭和十二年（筆者著評一橋論叢第一卷第六號第一）や『法律學の課題としての神』昭和十三年において窺ひ知る如く、その極致は神の座に外ならぬにおいてをや。實に、わたくしは昭和七年信義誠實の原則への注意を法學研究第一卷の紙上に發表して海外に出たのであるが、爾來、研究を進めるにつれその拙劣を痛感すること毎に重きをなしてゐる。二年餘の外遊から歸ると、師匠や先輩からこれが追完と出版を、荏りに、すすめられつつあるのであるが、この發育盛りの信義誠實はそのいつこにおいて把握せらるべきか、なかなか追隨することすら困難であつた。學問、研究は事物の本質の究明にあるのであるが、それは所謂、不變不動の眞理の探究ではなくて、事物の動きをその儘把へることだとしりつつも、その困難をかこつに落ち易い自らを腑甲斐なく思ふのである。かくてただ、わたくしはその成長を見守るばかりであつた。今日でも同じことである。世の人々は、信義誠實の成長を壽ぎたたへて呉れるのである。しかし、それらの人々の所説がわたくしの嘗つて體得したと思つて發表した信義誠實の原則以上には斷片的にもあま

り出てゐないのを、他人ごとならず、心から悲しんでゐるのである。

かくては、わたくしは、徒らに、信義誠實を放蕩兒としてゐるかにも見えるが、それは信義誠實自體の問題ではない。わたくしの心と力の足らはらぬを慨いてゐるに過ぎない。しかも、本稿をものするに當り、今一つのわたくしの苦悶もそこに胚胎する。それは學界の展望が大任務であり、大變な仕事であることである。わたくしにとつては冒險をすら多分に感じさせるものである。その困難を敢てするに至つたのは、全く一橋論叢の使命と、わたくしの立場に下された編輯者の命令との間に挟まれたからである。しかし、これらを、わたくし個人の宿命的エレジーのみならず法學協同體の苦悶とせられ、信義誠實の原則の研究の爲に忠言と叱正とを賜はり度いのである。

○

信義誠實の原則は、固より遠くローマ法にさかのぼつて考へることが出来るものである。しかし、わが民法は少くとも直接には信義誠實の原則を明らかにしなかつた。フランス民法が、十九世紀の初頭において、しかくこの原則を明かにしてゐるにもかかはらず、わが民法はそれを採り容れることができなかった。ドイツ民法はフランス民法よりもより鮮かにこの原則を宣明してゐるとされてゐる。しかし、わが民法はそれに氣づかなかつた。スイス民法が、これを民法全體に通じての根本原理であると規定してから、最近に至つて、わが學說と制例とがこの原理に重きをおくことになつた。これは牧野博士、刑法研究第六卷所收『刑法における信義誠實の原則』第二頁の鳥瞰的記述である。

まことに、わが國の法律學には、聖徳太子の憲法・大化改新の新立法の精神は拵げられて、道徳は僅かに名譽を重んずる人々の間にその自律性を留めたに過ぎず、法律は社會規範におけるカインの末裔でしかなかつた。規範せられ

る社會には、無力で泣き蟲の道徳があり、これに狂暴で社會規範でありながら社會生活を攪亂し社會の嫌惡する法律が對立してゐた。こんな世の中では法律と道徳とは社會規範の中に居ながら敵對してゐる。この意味で、社會軌範は運命以上に不公平で不統一であるのである。悪者・濫用者達の跳梁にまかせた無政府狀態の社會といはねばならぬ。

ドイツにおいては古くから信義誠實といふ言葉が行はれてゐた。最初は、それが法律生活上に行はれたとしても、明らかに當事者の主觀的意思内に發見し得べきものとせられてゐた。この時、法律と道徳の區別を明らかにし得ないのである。或は、社會生活は道徳的ではあるが、法律はその道徳に合致した意味で、その生活が法律的であつたといふことが出来よう。ゲルマン人の今日の法律生活の起源をなすべき世界觀は民族的に存在し發達してゐたのであらう。わが邦の如く法律生活のない民族性と異なるところが知られるのである。この古い立場からの信義誠實觀は、今より遠からざる時に Ehrenberg, Die Treue als Rechtspflicht にも、尙、見ることが出来よう。エーレンベルグ氏の論稿はその掲載された誌名と年代を詳にしないギールケ文庫の祕藏物である。

信義誠實が法律的或は外部的な意義乃至效力を有するには、古代ドイツにおいては、『信義誠實の誓約』による外なかつたのであるが、今日の信義誠實がここにその淵源を發してゐることについては争がないであらう。Hagen, Die Usance und Treu und Glauben im Verkehr, 1894 は、古くは、この形式によつて法律的信義誠實を見たのであるが、今日では、われわれは信義誠實に従ふ義務について論ずることになつたとしてゐるのである。Heusler, Institutionen des deutschen Privatrechts, II, S. 228. もこの新舊法律における信義誠實の區別を次の如く言つてゐる。約束が法律上有效なためには握手と共にする誠實の言質或は單なる握手若くは約束を宣誓的に固めさせることは必要的保

證方法であつたと。これで見ると、古い法律では信義誠實は實物として、締結された契約の外に存在して、明示された約束の給付の確得とせられてゐたのである。然るに、今日の法律においては、信義誠實はただ契約に明示の確定的單一意義の見るべきものがない場合にのみ表面的問題となつて來るといふのである。この手打ち或は誓約の意義につゞは Siegel, Der Handschlag und Eidl nebst den verwandten Sicherheiten für ein Versprechen im deutschen Rechtsleben, 1894. (Sitzungsberichte der Kaiserl. Akad. der Wissenschaften in Wien, Bd. CXXX, S. 66 ff.) の研究乃至理解を肯ねばならぬ。これには反對意見のない譯ではないが、それにも拘らず古い法律においては誠實誓約からの義務内容を定めたのは信義誠實自体ではなくて誓約の用語が之を定めたことに變りはあるまいと思ふ。誠實が意味してゐたことは結局誓約が實行せられない時にのみ起つて來たのである。この言葉に背いた者には相手方の申出により違約罰が科せられたのである。これに反し、今日の法律では信義誠實に従つた義務の内容は信義誠實の概念に依つて當然定まるのである。古くは bei Treu und Glauben としたのに反し、今日では nach Treu und Glauben としてゐるのも明らかだといふのである。

かくして、ドイツでは、信義誠實の主觀的なりや、客觀的なるやによつて、信義誠實學に近代と古代との境界線を引かんとしたのである。換言すれば、近代的信義誠實は Thöl, Das Handelsrecht, 5. Aufl. 1875, S. 49; Endemann, Das deutsche Handelsrecht, 1. Aufl., 1865, S. 14, Anm. 17 や前掲ハーゲンの客觀的規範論に始まつてゐるのである。かくて、更にゴールドシュミットはその著商法第一版以來において、信義誠實とは「事物の性質の道德的經濟的原則」となし、客觀的規範たることを主張してゐる。ドイツ高等商事裁判所の判決も亦、當時、この例證として擧げ

られるのである。その主なるものは R. O. H. G. v. 27. 6. 1871, Bd. III, S. 3 ; R. O. H. G. v. 23. 11. 1874, Bd. XV, S. 41 ; R. G. v. 5. 12. 1889, Bd. XX, S. 60 等である。

遑じて、古く時代の信義誠實と云へばローマ法にもその存在を見ると云ふのである。Schneider, Treu und Glauben im Recht der Schuldverhältnisse, 1902. はローマ人もこの『賢人の石』を有してゐたとしてゐる。鳩山博士も、その『債權法に於ける信義誠實の原則』(民治研究第(三卷第三頁))にローマ法における信義誠實の存在を述べられてゐる。しかし、それが何なる發達をして近代法に及んだかはわたくしの知る由もない。法制史家の教示に待つの外なきことであるが、フランス民法がその第一三四條第三項に『契約は信義に従つて履行するを要す Les conventions doivent être exécutées de bonne foi』としてゐるのは、佛法がローマ法系の代表者だけに、注意に値するであらう。續して、一八六三年の交 Sächsisches B. G. B. § 268 が『契約の履行者は特別の合意により及び當該契約の相當規定に従ひ並に一般的信義誠實により且つ公正なる人の行ふ方法に従つて、給付せらるべきものを含まねばならぬ』と規定したのはそれと一脈の連絡なしとせなすであらう。とまれ、ここに信義誠實に關する學界展望をもつするに當り、わたくしはこれ以上古きを温ねる紙面を持たない。唯、單なる序曲に止めて、近代の思潮につかねばならぬ。

○

大ざつばに見て、信義誠實の原則は法律のどの部分における原則であるかといふ論と、法律學における解釋論の標準か或は立法上にもその法源をなすものかの論がなされて來た。勿論、前者については債權法における信義誠實の原則から、全法律の原則としての信義誠實が論ぜられるに至り、後者においては解釋の標準たる立法の淵源たるを

問はないものであることが是認せられて來たのであるが、その道程に發達の跡を興味深く知ると同時に、その足跡の研究がまた、將來の發展の方向乃至内容に有用なことなのである。

先づ、信義誠實の原則が債權法内において發達したといふことは理由がある。Hedemann, Das bürgerliche Recht und die neue Zeit, 1910, S. 17 が言つてゐるやうに、取引法は私法上における三大部門の二で數千年來行はれてゐるものであるからである。又、同上二一八頁の示すごとく、『善良の風俗への逃避が私法の全線に亙つて行はれた。

しかし、取引法におけるごとく明らかになつたところは外にならぬ。ここでは信義誠實による一般的標準が公にせられたのである。』鳩山博士が『債權法に於ける信義誠實の原則』を民法研究第三卷第一頁以下に述べられたのもこの一例であり、岩田博士が『經濟事情の變動と債權の效力』大正十五年において、勝本博士が『民法に於ける事情變更の原則』大正十五年に於て、各々信義誠實の原則を取扱はれてゐるのもこれがために外ならぬ。その他 Danz, Grundsätze von Treu und Glauben, 1909 ; Wendt, Die exceptio doli generalis im heutigen Recht, oder Treu und Glauben im Recht der Schuldverhältnisse, in Arch. Ziv. Prax. 100. (1906) S. 1 ff.; Steinbach, Treu und Glauben in Verkehr, Eine zivilistische Studie, 1900, S. 54 ff.; Unger, Treu und Glauben in Verkehr, in Grünhuts Z. 31 (1904) S. 390, Anm. 4; v. Schey, Die Obligationsverhältnisse des österreichischen allgemeinen Privatrechts I 3 (1907) S. 541 ff.; Kohn, Treu und Glauben, in Grünhuts. Z. 36 (1909) S. 153 ff.; Schneider, Treu und Glauben im Rechte der Schuldverhältnisse, 1902; Derselde, Treu und Glauben im Rechte der Schuldverhältnisse des BGB. im Arch. Bürg. R. 25 (1905) S. 269 ff.; Henle, Treu und Glauben im Verkehr, 1916; Gmür, Die Anwendung des

Rechts nach Art. 1 des Schweiz. ZGB., 1908; Gorphe, Le principe de la bonne foi, 1928; Hamburger, Die Lehre von Treu und Glauben im Verkehr, in JZ. 36. Jahrg. Hft. 14, S. 929 ff.; Derselbe, Treu und Glauben im Verkehr, 1930. 林教授『轉換期における私法現論』昭和十三年の如くであるし、わたくしも亦『信義誠實の原則』法學研究第一號は、全法律の原則としての信義誠實を記述するに當り『信義誠實の原則も、この契約の中に根ざして法律界全體の根柢をなした原則とはなつたのである』(第四頁)となし、先づ、契約或は取引を中心としてこの理論を展開したことであつた。牧野博士が『民法の基本問題』第一編以來無數の著書において、早くよりさうして今日尙、全法律に互り信義誠實を主張せられてゐるのであるが、やはり、取引法における信義誠實を以つて説明の便宜とせられ『民法の基本問題』第四編は、『全法律と信義誠實の原則』として法學志林に發表せられたところに基いて、その第九五頁に『わたくしは、ここでは、さし當り事を財産法の範圍において論ずることにした』とせられてゐる。博士の當時の目的は『刑法と行政法とにまでわたつてこれを論じようとしてとりかか』(第三頁)られたのであられた譯である。さもあらばあれ、博士は既に『刑法における重點の變遷』第一三二頁以下や『法律における價値の論理』第三三七頁、註一六等無數に論ぜられてはゐるのであるし、又『刑法における信義誠實の原則』刑法研究第六卷所収を忘れてはならぬ。

しかし、信義誠實は私法の分野に限るものではないのであるから、牧野博士の前述『刑法における信義誠實の原則』の研究と同様に刑法の各論については Kohler, Treu und Glauben im Verkehr. Ein Beitrag zur Lehre vom strafrechtlichen Betrug, 1898. もあり、近くは木村教授『刑法各論』昭和十三年も第一六〇頁以下にその研究を披瀝せら

れたのである。さうして、行政法學者も亦信義誠實の原則を顧慮せない譯には行かないまでになつてゐる。Schmidt, *Treu und Glauben im Verwaltungsrecht*, 1936. はそれである。わが邦でも、いち早く、原龍之助學士により公法雜誌第三卷四號第五一頁以下に、田中二郎教授により國家學會雜誌第五〇號第四號第一二七頁以下に紹介せられたところはある。この外、わたくしの未だ讀了するに至らぬところではあるが、牧野博士の『民法の基本問題』第四卷第八〇頁、Walzer, *Le contrôle judiciaire de la moralité administrative*, 1929. が同法の分野において信義誠實の原則を論じ、牧野博士はこれによつて示唆を受けられたとせられてゐる。その牧野博士は既に『法律における論理と技術』第四六頁以下において家畜保險法に關し、社會法的な見地からこの信義誠實が私法におけると同じくこの法にも顧慮せられてゐることを論ぜられたのである。わたくしも、法學研究所收『信義誠實の原則』第一三七頁以下に、殊に、社會立法の標準としての信義誠實の原則を各方面に互つて詳論したのである。そこには人格の平等（一四三頁以下）、弱者の保護（第一四四頁以下）、勞働力の保護（一五〇頁以下）、法の社會化と個人（第一五一頁以下）、公法的のものと私法的のもの（一五五頁以下）、權利の内容的制限（一五七頁以下）等が顧慮せらるべきを述べたことである。しかうして、更に、私法にして又社會法或は最近の技術化された保險法についても信義誠實の無視せらるべきでないことも同上二〇九頁以下に述べたことであつた。ここに一般論として技術法は倫理的な要素即ち信義誠實を排斥することを主張する學者のあることを思はねばならぬ。それにも拘らず、野津博士の『保險法における信義誠實の原則』昭和十年の力作があるし、田中博士商法研究第二卷所收の『保險法の社會性と團體性』に對する牧野博士『保險における技術と倫理』志林第三五卷第三號九五頁以下の批評中にも倫理即ち信義誠實の要請を見るのである。

信義誠實の原則は上述の如く凡ゆる法律の分野に遍在するものであり、その基本原則をなしてゐるものであることについては現代の學界はこれを認めない譯には行かない。否、その實在と實效とを疑ふ者は多くないのである。しかし、信義誠實の本質論に至つてはその多くを見ない上に歸一するところがない。ドイツにおいて、信義則が客觀的存在であつて既に主觀的原則でないことは、法律解釋の基準として實在的に論證されたのであるが、本來の出生地たる法律解釋の原則としての着色に眩惑せられてか、その本質を看破し論定してゐる者は未だ少ない状態である。これがために、信義誠實を恰も法律と生活の緩衝體としたり安全弁とする Szladts, *Les tendances modernes du droit des obligations*, Bulletin de la Société de Législation comparée, 1937, p. 119 et suiv. の如くが生ずる。又 Hedemann, *Die Flucht in die Generalklauseln*. まづが信義誠實とか公の秩序善良の風俗の如きものを一概に一般原則としてを逃避と觀るのである。しかし、信義誠實の原則はそれ自身全法律の根本原則であつて逃避所ではないのである。又、わたくしは「信義誠實は、いまや、法律上の標語」とせられる林教授『轉換期における私法理論』第一五頁の興味ある才智に充ちた提唱にも讃成することを難んじなければならぬ。されば、その意義その内容は在來の合理的精神によつてのみ決定されてはならないのである。ドイツの學問が今まで陥つたやうに、信義則を單なる客觀的のものとして不動的に見ることは出来ない意味で、今迄の正義とか公平と同一に觀念されてはならない。しかし、實在としての信義誠實の原則は、われわれの學問においては動的のものと同一速度で動きながら客觀的に表現することが出来なければならぬと思ふ。わたくしは嘗つて、前掲法學研究において、信義誠實が信賴の相關關係なることを論じつつ、

同時にその活動としての立法法源力或は解釋適用力を論證したことであるが、今日も尙、その改むべきを知らない。わたくしは、この論究において、信義誠實の本質を構成し表現すると同時に、これをよく生活せしめたと思ふ。牧野博士はわが邦において、學問を客觀的から主客統一のものへ、死んだものから生きたものへ、従つて動かないものから動くものへと轉回せられた先覺者でもあり第一人者でもあるのであるが、信義誠實の原則についても、それはわれわれの生活であることがその多くの著書を通じて表現せられてゐるのである。信義誠實が單に道德律としての主觀的存在でないことは今日疑ふ人がないとしても、この意味の主觀的ならざるものとしてこれに對立した客觀的畫餅であつてはならぬのである。牧野博士は民法基本問題第四編第一一七頁においても、末川博士『權利侵害論』四五四頁以下を論じつつ、その信義誠實の信賴の相互關係なるを論定せられるのであると同時に、同一〇七頁において Gorphe, Le principe de la bonne foi, 1928, p. 16. Le principe de la bonne foi apparaît bien, en définitive, comme le principal canal par lequel la morale pénètre le droit. なる氣のきいた説明を引用されながら『しかし……われわれは、ただ、その原則を、その適用の具體的な事態に就いてのみ看取し、理解し、捕捉し得るのである』とせられるのである。この信義誠實の原則といふのは抽象的な形態の存在ではなくて、適用のその容態が具體的な事態において原則であり得ることを示されたものに外ならない。

さて、しかうして、信義誠實の原則の生活態であるがこれについての研究は實に枚擧に遑のない程である。今日、凡ゆる私法學者の研究は信義誠實を巡つて繰り展げられてゐるといつても過言ではあるまい。牧野博士の論著が早くより引續き今日迄これを展開せられてゐることは今更繰返す必要はあるまい。その他、學者の多くの研究はその數の

擧げるにあまりに多きと、擧げ足らぬわたくしの微力を虞れつつ、全部割愛することの寛恕を願はねばならぬ。唯、代表的のものとして牧野博士の『法律に於ける具體的妥當性』大正十四年や『民法基本問題』第一編大正十三年同第 四編昭和十一年を筆頭に、既に、『現代の文化と法律』大正七年以降今日迄の法律學叢書の民法論に刑法論に社會法論にさうして法理論一般に、自由法學を通じて繰返された代表的判決例の數も少くはない。尙、最近の論文集として林教授『轉換期における私法理論』昭和十三年は長きに互つて『判例に現はれた信義誠實』『民法における白地規定』研究に精進せられた力作である。又、更に、牧野先生遺曆祝賀論文集『法律における思想と論理』昭和十三年への寄稿林教授『信義誠實の適用原則』をも忘れてはならない。

數知れぬ判例の中、ここにはわたくしが嘗つて法學研究に『信義誠實の原則』を論じた際述べた代表的な二三の判決を例示的に再録することを許されたい。

即ち、大正九年一月一八日宣告、判決には買戻權行使に關し『賣主の現に提供したる代金及び契約の費用の合額が極めて些少の不足あるに過ぎざるときは買主に於て之に藉口し代金及び契約の費用の提供なきを以て買戻の效力を生ぜずと主張することを得ざるものとす。……(蓋し)……斯る不足あることを口實として買戻の效力を生ぜずと言ふが如きは債權關係を支配する信義の原則に背反するを以て……』である、といふのである。

又、大正一四年十二月三日宣告判決、集第四卷第六九一頁に所謂履行の提供に付ての信義誠實の原則は『被告入に於て誠實に取引するの意思あらば相手方に對する一片の問合せに依り直ちに之を知ることを得べかりしものにして斯る場合には信義の原則に依り被告上人は右問合せを爲すことを要し之を怠りたるに於ては遲滞の責を免るるを得

ざるものとす。』と謳はれてゐる。

之より先、明治四四年一二月二三日宣告判決は土地所有權の效力として相隣地者間に「隣地の所有者に對し適當なる共助を請求することを得るを當然の法則なりとす」る旨を述べた。その法則の如何は説明されるところがないが、既に、大審院は法律全體を支配する何等かの原則を意識してゐたものとおもはれる。勿論、これは、わたくしの所謂信義誠實の原則に外ならぬ。又、取引の通義として信義誠實を謳つたものに大正一四年七月三日宣告判決、株式讓受人の名義書換義務に關するものがある。曰く「名義書換に依り會社に對しても讓渡人は株主たる地位を離脱することを得ると同時に讓受人は株主權を行使することを得、又、株金拂込の義務を負ふものなれば信義誠實を旨とする取引の通義に従ひ當事者双方は互に株式讓渡の事實を會社に對し明にして名義書換を求むる權利を有し又之に協力する義務を有するものと云ふべし」と。

之とは事變り、一般的に通常繰返されてゐるものから信頼の相關關係にあり、そこに誠實の實行が要求せられることを明かにした判例がある。大正四年一月二六日宣告判決、婚姻の豫約に關するものがこれである。曰く「……婚姻を爲す當事者は、其の届出以前に先づ將來婚姻を爲すべきことを約し、而して後其の約の實行として届出を爲すは普通の事例にして……而して其の契約は當事者が相互間に將來婚姻の成立せんことを欲して誠實に之が實行を期し確乎たる信念に基き之を約すべきものなることは、其の契約の性質上當然に然るべき所なり。従つて、既に之を約したるときは各當事者は之を信じて相當なる準備の行爲を爲し……然るに若し當事者の一方が正當の理由なくして其の約に違反し、婚姻を爲すことを拒絶したりとせんか、之が爲めに相手方が其の約を信じて爲したる準備行爲は徒勞

損失に歸し、其の品位聲譽は毀損せらるる等有形無形の損害を相手方に被らしむるに至ることなしとせず。是れ其の契約の性質上、當に生ずべき當事者の婚姻成立豫期の信念に反し、其の信念を生ぜしめたる當事者一方の違約に原因するものなれば、其の違約者たる一方は、被害者たる相手方に對し、如上有形無形の損害を賠償する責任あることは正義公平を旨とする社會觀念に於て當然とする所にして、法律の精神亦之に外ならずと解すべきなり」と。

ドイツにおける裁判所も、前掲初期の頃の判例としての外、最近では一九三〇年一月二日の判決が、ドイツ民法二四二條信義誠實の規定は凡ての法律世界即ち公法の領域に對しても標準を與へてゐると宣言する迄に至つてゐる (JW. 1031, S. 735)。民法にこの原則の宣言を有するドイツでは改めて、わが大審院がなした如き信義誠實の原則の宣言は必要なきことながら、かくの如き宏範圍の擴張を特に宣言したことは興味なしとせないものである。その他、又、當時の信義誠實の原則による判決として *Hamburger, Tren und Glauben im Verkehr, 1930* の掲げるものは一にして足りないが、これも割愛するの外あるまい。

○

わたくしは、この『信義誠實の原則』についての學界展望を終るに當り牧野博士『法律における進化的と普遍的』昭和十三年をあげねばならぬ。それはわたくしが、本誌第一卷第六號一二三頁以下において『法律における神』として書評したものである。博士は信賴の原理に關しオフネルの所論を、田中博士『世界法の理論』第三卷第二六七頁から引用し、批判されつつ、自己の自由法論を述べられるのである。オフネルはいふ、『人若し自己の行爲の原則を求めんか、信義に従つて行動せよ信賴せよ、さうして信賴を裏切るな、それが全法律である』と。(昭一三、一〇、二)